

# 利根町シルバー人材センター会員募集!

## ～女性会員急募!～

町内在住者で、60歳以上の健康で元気に楽しく仕事をやってみたいと思われる方であれば、誰でも大歓迎です。  
お気軽にお問い合わせください。

### 作業内容

- 剪定・除草
- 障子・襖・網戸張り替え
- 公園清掃
- 公共施設管理業務など



### 会員一問一答!

- Q.なぜ会員になろうとしたのですか?  
A.特別な資格が必要というわけではなく、普通の主婦でもできるのが一番の理由かしら。
- Q.実際に仕事をしていてどうですか?  
A.5年くらい仕事をしているけど、自分のペースでできるのが一番合ってるのかしらね～。自分の好きなようにやれてるし、何より元気でいられる。
- Q.最後に一言お願いします!  
A.一緒に働ける人募集中です。特に女性会員は少ないのでよろしくお祈りしま～す!(M・Kさん)

問い合わせ先 利根町シルバー人材センター  
☎68-7896 Fax 63-2977  
✉tone1@sirius.ocn.ne.jp  
HP <http://www.tone-silver.jp>

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 被保険者証の更新について

75歳以上の方(一定以上の障がいのある方は65歳以上)が対象の「後期高齢者医療被保険者証」は毎年有効期限が7月31日までになっています。

8月1日からの新しい被保険者証は、**7月中旬～下旬ごろ**に被保険者個人あてに簡易書留で郵送します。被保険者証が届きましたら、記載事項に誤りがないか確認してください。

### 保険料の納め方

平成30年度の保険料は、7月に茨城県後期高齢者医療広域連合で本算定額が決定され、決定通知書を郵送でお送りいたします。

### 普通徴収とは…

納入通知書、または口座振替で納めてる方法。年間の保険料を7月～平成31年2月の8回に分けて納めていただきます。

納付書は、7月中旬ごろ発送予定です。

### 特別徴収とは…

年金から差し引かれて納める方法。右表のとおり、10月以降に特別徴収される額については、7月中旬ごろお知らせいたします。



お問い合わせ先 役場保険年金課  
☎68-2211 後期医療係(内線239)

名称	徴収月	徴収額算出根拠
仮徴収	4月・6月・8月	年間保険料額が確定していないため、仮に算定された額を納めていただきます。平成30年2月の徴収額と同じ額が、各月の徴収額となります。
本徴収	10月・12月・平成31年2月	平成29年中の所得に基づき算出した額から、仮徴収額を差引いた額を、3回に分けて納めていただきます。

### 後納制度の実施期間

平成27年10月～平成30年9月の3年間に限り実施されています。

### 後納制度を利用するメリット

- 将来受給できる年金額を増やすことができます。
- 年金の受給ができなかった方が受給資格を得られます。

国民年金保険料の後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

### 問い合わせ先・申し込み先

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004  
土浦年金事務所 ☎029-825-1170

国民年金保険料の「後納制度」をご存知ですか?

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。しかし、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」があります。

国民年金保険料の「後納制度」を  
知って得する!  
国民年金  
あれこれ  
年金手帳

# 重度心身障害者介護慰労金制度のお知らせ

日常生活において介護を必要とする障がい者(児)の方を在宅で介護されているご家族のうち、主に介護にあたる方に対し慰労金を支給します。

### 重度心身障害者とは…

- ①身体障害者手帳1級または2級
  - ②療育手帳AまたはA
  - ③精神障害者保健福祉手帳1級
  - ④小児慢性特定疾患医療受給者または一般特定疾患医療受給者(介護保険法に定める被保険者に該当しない方)
- ①～④のいずれかに該当し、常時寝たきりの状態、または、食事・排泄および寝起きなど日常生活の大半に介助が必要な方をいいます。

### 支給対象者

在宅で重度心身障害者を介護している家族のうち、主として介護に当たり、4月1日現在町に居住している方。  
※ただし、前年度中に重度心身障害者の方が障害者総合支援法による福祉サービスを利用している場合や、90日を超えて病院に入院している場合には、対象となりません。

### 慰労金支給額および申請の手続き

**支給額** 1世帯あたり 4万円/年  
**申請方法** 役場福祉課に申請書がございますので、ご記入のうえ提出してください。

**申請期限** 7月27日(金)

**問い合わせ先** 役場福祉課 社会福祉係  
☎68-2211 (内線343)

### 受診方法

#### 当日持参するもの

- 国民健康保険の方
    - ・特定健康診査受診券
    - ・国民健康保険被保険者証
    - ・自己負担金1,000円
    - ・以前に特定健診を受診したことがある方はその時の健診結果
  - 後期高齢者医療保険の方
    - ・後期高齢者健康診査受診券
    - ・後期高齢者医療被保険者証
    - ・追加項目の自己負担金(自己負担金については受診券をご確認ください。)
- ※健診期限内に受診できるよう、お早めにご自身で健診機関へ直接ご予約してください。

### 町内で受診できる健診機関

対象者	病院名	電話番号
国民健康保険の方	もえぎ野台よつば診療所	85-5581
	鈴木内科医院	68-3100
後期高齢者医療保険の方	利根町国保診療所	68-2231
	もえぎ野台よつば診療所	85-5581
	山中医院	68-7287

※町外の受診できる健診機関につきましては、保険年金課へお問い合わせください。

## 個別健診のご案内

〈集団健診を受診できなかった方へ〉  
町では、6月に40歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者を対象とした集団健診を行いました。健診期間中、都合により受診できなかった方については、県内の医療機関などで個別に健診を受診することができますのでご案内します。

### 受診対象者

40歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方で、今年度また健診(人間ドック・脳ドックを含む)を受診されていない方。

※ただし、今年度中に町の助成で人間ドック・脳ドックの受診を予定している方は除きます。

### 健診期限

- 国民健康保険の方  
平成31年3月31日(日)まで
- 後期高齢者医療保険の方  
平成30年12月21日(金)まで



### 問い合わせ先

役場保険年金課 ☎68-2211  
国民健康保険係 (内線248)  
後期医療係 (内線239)